

平成25年3月22日

## 公共情報コモンズ中期的運営方針

平成23年6月13日から本サービスを開始した公共情報コモンズは、平成25年度から3年目を迎えることになる。この間、発信される情報やサービス利用者等の数は大幅に増加し、また、利用ニーズにあわせた機能の向上等も行ってきているが、公共情報コモンズのサービスとして、今後、どのような利用者を対象に、何を、どのように提供していくのか、一定の方向性を提示することが、サービスの一層の普及や安定的な運営、円滑な利用の確保にとって必要と考えられる。

このため、平成25年度から3年程度を想定した中期的な運営方針を下記にとりまとめ、公表することとする。なお、この方針に基づく各種取組に当たっては、総務省ほか関係省庁やすでに参加いただいているサービス利用者等の支援、協力を得ながら進めていくこととする。また、この方針については、今後、各種取組の状況等にも応じ、随時見直しを行っていくものとする。

### I サービスの利用

公共情報コモンズのサービスがその効用を最も発揮するためには、全国的に網羅する形で地域住民が必要とする避難情報をはじめとする情報が提供されることが、まず、第一に重要である。そのためには、①情報発信者にとって情報の発信が1回の入力で済むなどできるだけ容易に利用が可能なこと、②平常時においても利用や訓練等が行われること、③地域住民に情報を提供することができるだけ多くのメディアに利用されること、などが必要と考えられる。

このような認識の下、公共情報コモンズのサービスの利用が以下のように進むよう、必要な取組を進める。

#### 1 情報の発信

##### (1) 情報発信者

###### ① 都道府県

避難情報の発信に関しては、各市町村から都道府県に電子的に提供される情報を公共情報コモンズへ発信することを促進していくことが、情報の網羅性や市町村における情報発信の容易性の観点から重要である。このため、都道府県単位での参加を促進し、以下を目標とする。

(目標)

平成25年度中：全国の過半数が参加

平成26年度中：全国の約3/4が参加

平成27年度中：全国ほぼすべてが参加

このため、未参加の都道府県に対しては、総務省や、すでに参加いただいているサービス利用者等の協力を得て、継続的に説明を行っていく。

また、都道府県が参加する場合、域内の各市町村から避難情報が発信されるようにすること、地域の各メディアへの利用を推奨すること、各市町村や地域の各メディアとの連絡体制を確保することなどが必要であり、都道府県が各市町村や地域の各メディアに対する説明会を行う場合などにはできるだけ協力する。

さらに、域内の各市町村からの避難情報の発信を前提として都道府県が参加する場合には、都道府県の希望により、公共情報コモンズを利用した緊急速報メール一括配信機能（下記2（2）①参照）の利用を可能とする。

## ② 市町村

市町村からは、各種のお知らせ、生活情報などの発信を増加させていく。市町村からこのような情報を発信するに当たっては、その情報を受け取る地域のメディアも参加するように促進していくことが望ましい。

なお、市町村から公共情報コモンズへの避難情報の発信については、二重入力回避の観点等から、都道府県に当該情報を集約するシステムが存在する場合には、そのシステムを経由して接続することを原則とする。

## ③ 交通事業者・ライフライン事業者等

災害時等に地域の住民が必要とする公共情報としては、地方公共団体が発信する情報のほか、交通やライフラインの情報も不可欠である。このため、鉄道事業者などの交通事業者や、電気通信、電力、ガスなどのライフライン事業者の参加を促進していく。

（目標）

平成25年度：交通情報、ライフライン情報の発信開始

平成26年度以降：交通事業者、ライフライン事業者の参加の拡大

なお、交通事業者、ライフライン事業者等の参加促進は、総務省や関係省庁、関係団体などの協力を得ながら進めるとともに、都道府県や地域のメディアとも連携して進めることが効果的であると考えられる。

## ④ その他

上記以外に、公共情報コモンズに情報発信を希望する者がいる場合に

は、発信される情報が公共的・公益的性格のものか、参加することが公共情報 commons の全体的な普及に資するものとなるか等を考慮して、参加を判断することとする。

## (2) 取り扱う情報項目等

取り扱う情報項目については、平成24年度中に、災害発生後の被災者支援に関する情報や交通、ライフライン関係などの情報を取り扱いしやすくなる「新お知らせ情報」と、緊急速報メール発信完了情報についての対応を行った。

今後の対応に関しては、Jアラート情報（国民保護関係情報）の接続のための検討と必要な取組を平成25年度に行う。また、河川情報に関しては、国土交通省等の取組を踏まえ対応していく。その他の情報項目の追加等については、情報発信者・伝達者側双方の要望を踏まえ、ニーズの高いものについて、独自のXMLフォーマットが必要かどうか検討していく。

## 2 情報の伝達

### (1) 情報伝達者

災害時等に必要とされる情報を、多様なメディアにより、地域住民へ伝達するという観点からは、地域住民への情報伝達を行うできるだけ多くのメディアが公共情報 commons から取得した情報を利用していくことが望ましい。したがって、各メディアに対しては、以下のとおり、加入の促進を図っていくこととする。

#### ① 放送事業者及び新聞社・通信社

地上テレビ放送事業者、AM/FMラジオ事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM事業者などの放送事業者及び新聞社・通信社については、できるだけ多くの事業者の参加を期待し、都道府県などとも連携・協力して、参加の促進を図っていく。

このため、各都道府県で行うメディア説明会等に協力していくとともに、各メディアの全国団体等に対しても継続的に説明を行っていく。

#### ② その他の事業者

放送事業者及び新聞社・通信社以外の事業者であっても、地域の住民に対して情報伝達を行う事業を行う者であれば、公共情報 commons から取得した情報が広く利用されることが適当と考えられる。ただし、これらの事業者においては、①地域の住民に向けて適切な形での情報の発信が可能か、

②公共情報 commons の円滑な利用にあたっては、情報発信者側と情報伝達者側で、ある程度の信頼関係が必要であるが、どのような範囲であれば、そのような関係がうまく構築できるのか、といった課題もある。

このため、平成 25 年度には、一部のポータルサイト事業者、デジタルサイネージ事業者等により、試行的な情報伝達を行い、その状況も踏まえ、それらの事業者の参加に当たってのルールを整備することとし、その後、そのルールに沿って、新規事業者の参加の促進を図ることとする。なお、このルールは、必要最小限のものとする。

## (2) 情報伝達の方法

既に公共情報 commons から取得した情報の利用が行われている放送系メディア以外での情報伝達に関しては、多様なメディアにより、地域住民への伝達を進めるという観点から、以下の方針で取組を行う。

### ① 緊急速報メール

平成 25 年度より、公共情報 commons を利用した緊急速報メール一括配信機能の提供を開始する。この機能の利用者やこの機能による伝達可能な情報は、緊急速報メールを提供する携帯電話事業者の約款に定めるものと同様とする。

なお、この機能の利用者（地方公共団体）は、公共情報 commons の利用上は情報発信者という位置づけになるが、地域の住民に直接伝達される情報の編集等を行うという意味では、情報伝達者の役割も担うこととなる。

この機能は、域内の各市町村からの避難情報の発信を前提として都道府県が参加する場合、都道府県の希望により提供するものとする。都道府県（及び域内の市町村）がこの機能を利用する場合には、都道府県の連携システム側において対応する機能を組み込むか、公共情報 commons 協力事業者が提供するシステム等を利用することが必要となる。

緊急速報メールの一括配信については、公共情報 commons を利用したシステムとは別のシステムにより行われる場合もある。こうした別のシステムによる場合であっても、各市町村からの緊急速報メールの発信に関する情報を、都道府県や各メディア等の公共情報 commons のサービス利用者等が共有することには大きなメリットがあることから、各市町村からの緊急速報メールの発信に関する情報を公共情報 commons に発信することを促進していくこととする。

## ② ウェブサイト

公共情報コモンズに発信された情報の閲覧は、すべてのサービス利用者において可能とされている。公共情報コモンズに発信される情報は、最終的に地域の住民に届くことを目的に発信されるものであり、公共情報コモンズへの参加者は、公共的な情報の発信・伝達という公共情報コモンズの趣旨を踏まえて参加が認められているものであることから、公共情報コモンズへの参加者は、情報伝達者はもとより、情報発信者においても、公共情報コモンズに発信された情報を地域の住民に向けたウェブサイトに掲載することを可能とする。

## ③ デジタルサイネージ、スマホアプリ等

すでに公共情報コモンズに参加している情報発信者、情報伝達者が、公共情報コモンズに発信された情報をデジタルサイネージ、スマホアプリ等により伝達することは、上記②と同様の考え方により、可能とする。ただし、平成25年度においては、公共情報コモンズに発信された情報をこれらのメディアを利用して伝達することはまだ試行的な段階にあるため、サービス利用者が、これらの手段による伝達を行う場合には、利用状況等の報告に協力していただく場合がある。

一方、公共情報コモンズの利用において、デジタルサイネージやスマホアプリ等による情報の伝達を専門的に行うことを希望する場合には、平成25年度は、試行的な形での実施とし、その状況を踏まえ、参加ルールの整備等を行うこととする。

## 3 公共情報コモンズ協力事業者

公共情報コモンズの普及に伴い、情報発信者、情報伝達者共に大幅に増加しており、従来は、サービス利用者の個別の発注により、整備が行われていた公共情報コモンズに連携する利用者設備について、システム関連事業者において、先行的に製品を開発、販売することや、(クラウドサービスの形で) サービスを提供したいという要望がある。

信頼できるシステム関連事業者に継続的に製品の販売や、サービスの提供を担ってもらうことは、公共情報コモンズの普及に貢献するものであり、また、サービス利用者のニーズにも沿うものである。このため、こうした事業者を位置づける枠組として、公共情報コモンズ協力事業者に関する制度を平成24年度中に整え、平成25年度より運用することとする。

## Ⅱ サービスを支えるシステム及び運用体制

公共情報コモンズにおいて、上記Ⅰで想定される今後のサービスの利用に対し、それを支えるシステム及び運用の体制について、以下の方針により、必要な取組を進める。

### 1 システム関係

#### (1) 信頼性の確保

サービス利用者の増加に対応し、安定的にサービスを提供していくためには、システムの信頼性の確保が必要であり、このためには、主要設備の二重化やバックアップが必要である。公共情報コモンズの本サービス用設備の多くは、すでに二重化、バックアップ等の対応を行っているが、平成25年度は、本サービス用設備のうち、まだ二重化が行われていないL G W A N接続について、二重化を行うことを検討する。

なお、使用サーバーについては、上記Ⅰで想定される今後のサービスの利用に対しては、十分な余裕があると考えられ、この方針の期間においては、現行サーバーを使用する方針とする。

#### (2) 機能の向上

システムの機能の向上に関しては、上記Ⅰ(2)の情報項目の追加等に対応したフォーマットの追加等を行うことが想定され、毎年度1回程度の頻度で行うこととする。なお、機能の向上にあたっては、現行機能との互換性に十分配慮する。当面、平成25年度においては、Jアラート接続（国民保護関係情報）への対応を検討し、ニーズの高いものがあれば併せて行うこととする。

また、フォーマット見直し以外の機能の改善については、サービス利用者のニーズと全体の運営状況を勘案し、優先度の高いものについて行う。

なお、画像・映像への対応は、様々な動向を見極める必要もあり、この方針の期間においては、現行機能（リンク情報による対応）によることとする。

### 2 運用関係

#### (1) サービス利用者への安定的かつ円滑な対応

サービス利用者の増加や、緊急速報メール一括配信機能の提供の開始などによるサービスの拡大を踏まえ、サービスの運営に関しても、これらへの対

応を円滑に行えるような体制としていく必要がある。このため、平成25年度から、夜間・祝日等の連絡体制を整備することとする。

## (2) 運営の透明性の向上等

公共情報 commons のサービスの普及や利用者の増加に伴い、利用者全体に対する必要な情報の共有や運営の透明性の向上といった点も課題である。このため、平成25年度においては、サービスに関する情報の一層の公開に努めるとともに、運営諮問委員会の提出資料についても、原則、公表することを検討する。

特に、最新の技術仕様等については、公共情報 commons 協力事業者をはじめとして、関係者に十分に提供していく必要があり、平成24年度に引き続き、平成25年度以降も、毎年度1回以上技術セミナーを開催する。

また、公共情報 commons の利用において、特に避難情報の発信・伝達に関しては、地域の自治体とメディアの間で、あらかじめ情報伝達の訓練を行うしておくことが、実際の災害発生時における円滑な対応に不可欠であり、各利用者における担当職員の交代等も踏まえ、継続的に実施する必要がある。

特に、公共情報 commons は県域を超えた情報共有を可能にするものであり、都道府県域を超えて、各都道府県が合同で訓練を行うことが、県域を超えた運用の確認や課題の抽出、さらに、今後の参加を検討している各メディアや各地方公共団体へのアピールといった観点からも有効と考えられる。

このため、平成25年度から、毎年度1回程度、各都道府県の合同の訓練を行うこととし、その結果の情報共有なども行うこととする。

## (3) その他

公共情報の集約、伝達においては、各地域や業種等において個別の取組が検討、実施されている場合もある。そのような場合には、そうした取組と有効に連携を図り、役割を分担しながら、公共情報 commons の普及を図る。

また、避難情報のわかりやすく利用しやすい取扱方法や使用する情報フォーマットの在り方など、サービス利用者のニーズに沿った公共情報 commons の機能の向上や運用の在り方などについて検討するとともに、ソーシャルメディアとの連携の在り方や長期的な運営の在り方についても、引き続き検討していくものとする。